

[配布資料補足] ※本件は、令和6年2月20日付け本協議会において提案発議された志田委員からの調査報告となります。この資料は志田委員による取り扱いとなります。

志田委員から野洲市への質問	野洲市（市民生活相談課）からの回答
令和5年度における野洲市内の小学校・中学校の不登校の状況を伺いたい（P4）	・小学校（6校）53件 1. 87％ ・中学校（3校）98件 6. 84％
令和5年度における不登校生徒移行支援会議の対象生徒の状況を伺いたい（P9～P10）	・30名程度（市内3校より平均して各10名程度） ・本事業の対象生徒は、中学3年生で不登校傾向にある生徒（卒業時点で30日以上欠席）のほか、発達障害や知的障害の境界域で特別支援が必要な生徒や、非行、転校などの理由で、卒業後も不登校が継続されることが予想できる生徒を選出します。（卒業後の経過が予想に反しても良い。）
市民生活相談課の職員体制について、一日の平均配置人数を伺いたい（P3）	・一般行政職や福祉専門職（社会福祉士）、家計改善支援事業におけるファイナンシャルプランナーなど、総勢10名。1日平均7名が常駐しています。最初に相談（電話を含む）を受けた職員が受け持ちます。
不登校生徒移行支援会議の運営体制を伺いたい（P5～P12）	・市民生活相談課は、市の消費者センターも兼務しており、平成28年10月に、消費者被害の解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支えあうくらしの実現に寄与することを目的とした、「野洲市くらし支えあい条例」（資料3-3参照）が施行されました。その後生活困窮者自立支援法改正に伴い、平成30年12月に同条例を改正し、第25条第1項にて支援会議の設置を規定し、第2項で支援会議の名称を支援調整会議と決めました。 ・支援調整会議は①生活困窮者支援に係るもの（貧困問題に関わる民間団体に委託し、毎月1回開催）、②ケース別随時開催（令和5年度は年間13回開催）に分けて実施。 ・②は精神疾患、ひきこもり、複合的問題、家計問題のある障害者支援などテーマを設け、市民生活相談課をはじめ関係部署が集い実施。このうち、8月と2月は不登校生徒移行支援会議として開催しています。 ・本会議の対象となった中学校を卒業する不登校生徒について次の支援先につなげるべく、会議構成機関との情報共有、移行支援の進捗の確認等を目的としています。
資料には生活困窮者自立支援法第9条及び同法第9条3項を根拠として、支援会議を設置することで本人の同意なしに構成委員間で個人情報の共有（提供と収集）が可能とあるが、生活困窮には当てはまらない家庭における不登校の子どもは不登校生徒移行支援会議における対象となるか、伺いたい（資料3－3）	・野洲市くらし支え合い条例 第2条第2項の4において、野洲市における生活困窮者について、「生活困窮者等 経済的孤立、地域社会からの孤立その他の生活上の諸問題を抱える市民。」と定義しています。不登校の子どもは社会的に孤立している者として、生活困窮者に位置付けています。中学卒業後、高校進学しない対象者はひきこもり社会的孤立している者として、支援対象者として位置付けています。
支援開始時、どのような手順で本人家族にアポイントを取り、どの程度の頻度で関わりを持っているのか伺いたい（P3・P7）	・中学卒業後の不登校生徒への支援の頻度はケースにより異なるが、多く想定されるのは、支援当初は本人に会えず、家族を始点に関わりをはじめ、本人への介入のタイミングを図ります。本人への介入を調整する展開になると、平均して3週から4週に一度、電話や訪問によりつながりを継続します。
資料には断らない相談体制として、「支援をつなぎ合わせる（コンシェルジュ機能）」とあるが、不登校生徒移行支援会議の対象者（生徒）における支援について、市民生活相談課の役割を伺いたい（P16）	・市民生活相談課を窓口として支援対象者や保護者への直接支援、または当該世帯の複合的課題について、市民生活相談課単独で解決や調整が難しい課題について、各関係課に共有し、支援のつなぎ合わせを行います。 ・市民生活相談課が、全体のコーディネート役となりますが、例えば要保護児童対策地域協議会対象児童である場合など、他の制度でカバーされている場合はその担当課にコーディネート機能をお願いすることもあります。
年2回の不登校生徒移行支援会議以外で、日頃、学校との連携はあるか伺いたい（P3・P13）	・中学校は義務教育課程までの支援となるので、個別の移行支援計画作成の前提となる支援会議における情報共有が主となります。高校とは日々連携しています。 ・一例として、高校進学した対象生徒について、世帯の生活困窮にて修学旅行代の捻出ができない家庭の支援をするなかで、市民生活相談課が高校と連携を図るなど挙げられます。
不登校生徒移行支援会議対象生徒について、高校進学後に不登校になった子どもに対し、大学進学を目指す子どもには学習支援を行っているか伺いたい（P14）	・市民生活相談課では実施しておりません。 ・たくさん実例がある訳ではありませんが、生活困窮者自立支援法における市町村の任意事業として、基礎学力の確保や高校中退防止し、子どもの貧困連鎖を断ち切るため、居場所機能を持った学習・生活支援事業「YaSchool（やすクール）」を開校し、高校で不登校となった生徒も受け入れています。
支援途中で対象者が所在不明になった事例があれば伺いたい（P9）	・支援対象者が消息不明とならないよう不登校生徒移行支援会議が設立されましたが、一方で本会議対象外の生徒が、中学卒業後ひきこもり状態に陥るケースを発見することもあります。 ・現在の支援を継続しながら、ひきこもりに至る要因を分析することにより、どのような支援によりひきこもりの兆候を発見し、予防することができるのか、ノウハウを蓄積したいと考えます。
終結の定義や、実際に終結した事例を伺いたい（P9）	・終結について、「一人暮らしが可能な状況」、つまり、親離れ・子離れができる状況にあるかを要件としています。 ・一例として、義務教育時代から学校不適應があり本会議の対象となった生徒。進学した高校を退学し、3年に及ぶひきこもり状態に。市民生活相談課にて就労準備支援として関わる中で、当初本人は「中卒で働く」と主張していたが、本人の向を汲み支援する中で実際に履歴書作成してもらったところ、自身の履歴書の貧弱さを痛感。担当者より「高卒認定」という選択肢があると紹介し本人も希望。勉強に励んだ結果、高卒認定試験に合格。その後大学受験にも合格。一人暮らしも可能な状況と判断され、終結となりました。
市民生活相談課の多くの業務は直営だが、生活困窮者支援に係る各種事業を行いつつ、長期に及ぶ伴走支援が想定される不登校生徒支援移行会議対象者（生徒）について、担当課内の人事異動に伴う引継ぎはどのように対応しているか伺いたい（P3）	・2週間に1回からの訪問から年1回の訪問まで支援頻度は様々だが、最近の調査において、約600人の市民に対し、伴走支援を行っていることが分かりました。本事業が本格稼働してから、定年退職を除き大きな人事異動はないが、現在の職員体制において、どこまで市民に伴走支援をするのか、大きな人事異動があった際にどのように引き継ぐのかについてはこれからの課題です。